

学校法人亜細亜学園情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人亜細亜学園(以下、「本法人」という。)に関する情報を公開することについて、必要な事項を定める。

(学校教育法施行規則第172条の2に基づく情報公開)

第2条 本法人は、学校教育法施行規則第172条の2に基づき、次の各号に定める最新の情報を公開する。

- (1) 大学の教育研究上の目的、並びに、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針に関すること
- (2) 教育研究上の基本組織に関すること
- (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- (4) 入学者の選抜に関すること
- (5) 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること
- (6) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- (7) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- (8) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- (9) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- (10) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- (11) 研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること
- (12) 大学院設置基準第14条の2第2項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準に関すること

(認証評価に関わる情報公開)

第3条 本法人は、前条に定める他、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関が行う最新の評価結果について、インターネットを利用して公開する。

(寄附行為第69条に基づく閲覧による情報公開)

第4条 本法人は、寄附行為第69条に基づき、次の各号に定める書類(以下、「財産目録等」という。)を事務所に備えて置き、請求があった場合には、これを閲覧に供する。なお、第1号から第9号の書類を備え置く期間は、当該会計年度に係る定時評議員会の日から5年間とする。

- (1) 役員等名簿(役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)
- (2) 事業報告
- (3) 事業報告の附属明細書
- (4) 計算書類
- (5) 計算書類の附属明細書
- (6) 財産目録

- (7) 監査報告
- (8) 会計監査報告
- (9) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準(役員及び評議員の報酬等に関する規程をいう。)

2 財産目録等を閲覧できる場所及び日時は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 閲覧できる場所 東京都武蔵野市境5丁目8番総務部総務課事務室内
- (2) 閲覧できる日時 学園の定める事務取扱日の事務取扱時間内

3 財産目録等を閲覧する者は、書類を汚損・毀損若しくはコピー・撮影、または閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

4 財産目録等を閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

- (1) 前項の規定に違反したとき。
- (2) 事務局の指示に従わないとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

5 本法人は、寄附行為第69条に基づき、正当な理由がある場合、財産目録等の閲覧を拒絶することができる。その場合における正当な理由は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 所定の閲覧時間外や休業日に請求がなされた場合
- (2) 本法人を誹謗中傷することを目的とする場合等、不法・不当な目的である場合
- (3) 公開すべきでない個人情報が含まれる場合
- (4) その他、本法人が公開すべきでない判断する正当な理由がある場合

(寄附行為第75条に基づくインターネットの利用による情報公開)

第5条 本法人は、前条第1項に定める書類について、閲覧に供する他、寄附行為第75条に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表する。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき

寄附行為の内容

- (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき

これらの書類の内容

(所管)

第6条 この規程の事務所管は総務部総務課とする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。